

MUFG カード デビットカード取扱加盟店規約

第 1 条(デビットカード取扱加盟店)

- 1.本規約を承認のうえ、三菱 UFJ ニコス株式会社または指定カード会社のいずれか(以下「当社」という)に加盟を申し込み、当該加盟申込先である当社が加盟を認めた法人または個人をデビットカード取扱加盟店(以下「加盟店」という)とします。
- 2.指定カード会社とは次のホームページに掲載されている各社その他将来において MUFG カードシステムを利用したカードを発行する各社をいいます。
<https://www.cr.muftg.jp/corporate/company/overview/group.html>
- 3.加盟店はデビットカードを取り扱う店舗(以下「取扱店舗」という)を指定して、あらかじめ当社へ届け出し、当社の承認を得るものとします。
- 4.加盟店はすべての取扱店舗内外の顧客の見やすいところにデビットカードが取り扱い可能である旨の加盟店標識を掲示するものとします。
- 5.加盟店は本契約上の地位を第三者に譲渡継承できないものとします。

第 2 条(端末機)

- 1.端末機とは、当社が使用を認めたデビットカード取り扱いに必要な機器類を総称します。(暗証番号入力用 PIN パッド等の備品を含む)
- 2.加盟店は、デビットカードを取り扱う端末機を当社に届け出し、当社の承認を得るものとします。端末機の追加、設置場所等の変更、取消についても同様とします。
- 3.加盟店は、端末設置規約、端末機設置会社の指示等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって端末機を使用、管理するものとします。
- 4.加盟店は、端末機を当該端末機の使用目的または本規約に定める用途以外の目的のために使用または解析をしてはならず、また第三者に使用等をさせてはならないものとします。

第 3 条(デビットカード取引契約)

- 1.デビットカードとは顧客が金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を含む。以下同じ)から発行されたキャッシュカード等を利用して専用の端末機を通じて暗証番号等を入力する等の方法により、商品の販売または役務の提供(以下「売買契約」という)に対する代金を顧客の当該金融機関の預貯金口座から預貯金引き落とし等によって支払う取引形態および当該キャッシュカードそのものをいいます。
- 2.加盟店は、顧客が売買契約に基づいて加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」という)を顧客の預貯金口座からの預貯金の引き落とし等によって支払う旨の契約の申し込みをデビットカードを提示して行う時は、当該顧客とかかる内容の契約(以下「デビットカード取引契約」という)を締結するものとします。
- 3.デビットカードの取引契約は、第 4 条に定める手続きに従って端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に成立するものとします。

第 4 条(デビットカード取扱方法)

- 1.加盟店は、顧客がデビットカード取引契約の申し出を行った場合、顧客の提示したデビットカードを顧

客をして端末機に読み取らせ、または顧客よりデビットカードの引き渡しを受けて自ら当該カードを端末機に読み取らせるものとします。

- 2.加盟店は、端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させ、当該デビットカードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
- 3.加盟店は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示された時は、デビットカード取引契約が成立したものとして取り扱うものとします。

第5条(取扱金額)

顧客のデビットカード取引契約による売買取引債務の金額、または同債務および現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む)による預金払戻しの1日あたりの累計額が、当該デビットカードを発行する金融機関の定める金額を超える時は、当該デビットカード取引契約にかかわる口座引落確認はなされず、当該デビットカード取引契約は締結されないものとします。

第6条(デビットカード取引契約解消の場合の対応)

- 1.加盟店は、デビットカード取引契約が解除(合意による解除を含む)または取消等により適法に解消された場合(以下「解消」という。売買取引の解消によるデビットカード取引契約の解消を含む)、その責任において次の対応をとるものとします。

(1)取引当日に顧客より解消の申し出がなされ加盟店がその申し出に応じた場合

(ア)加盟店は顧客の所持するデビットカードを顧客をして端末機に読み取らせ、または顧客よりデビットカードの引き渡しを受けて自ら当該カードを端末機に読み取らせた後、端末機から当該デビットカード発行金融機関に対し預金の引き落としまたは振替口座からの振替の取消の電文を送信するものとします。

(イ)当社は上記(ア)の場合、顧客の暗証番号入力および加盟店の暗証番号を不要とする場合があります。

(ウ)システム上取消要求の電文を送信することが不可能な場合または当該デビットカードの発行金融機関が定めるデビットカード取引規定による預金の復元もしくは振替口座の預り金の戻し入れが取引当日中になされない場合、加盟店は本項第二号と同様の処置をとるものとします。

(2)取引翌日以降に顧客より解消の申し出がなされ加盟店がそれに応じた場合

加盟店は、顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金にてこれを支払うものとします。この場合、加盟店に対しては当該デビットカード取引にかかわる第10条に定める手数料の返還はなされないものとします。

- 2.前項第一号(ア)の措置により預金の復元または振替口座の預り金の戻し入れがなされた場合、売買取引債権の当社に対する債権譲渡も取り消され、加盟店が有する当社に対する売買取引債権売却の対価支払い請求権は消滅するものとします。
- 3.適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、デビットカードおよび口座引落確認書の徴求および照合により加盟店が行うものとします。
- 4.加盟店より取消しの電文が発信されたときは、加盟店は送信権限の契約不適合を主張できないものとします。

第7条(差別的取り扱いの禁止)

加盟店は有効なデビットカードを提示した顧客に対し、現金客と異なる代金の請求をしたり、本規約に定める以外の制限を設けるなど、顧客に不利となる差別的取り扱いを行うことはできないものとします。

第8条(デビットカード取引契約の締結の禁止)

- 1.加盟店は次の場合、取引を拒絶しデビットカード取引契約の締結を行わないものとします。
 - (1)顧客が暗証番号の入力を当該デビットカード発行金融機関所定の回数を超えて間違えた場合
 - (2)顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断されるデビットカードを提示した場合
 - (3)顧客がデビットカード名義人以外の者または不審者と判断される場合
 - (4)第5条に定める場合
 - (5)端末機に口座引落確認を表す電文が表示されない場合
 - (6)顧客が第3条に定めるデビットカード取引契約の締結にかかわる機能を付与されているカードを提示していない場合(当該デビットカード発行金融機関が定めるところにより、デビットカード取引契約の締結にかかわる機能が制限されている場合を含む)
 - (7)顧客が預貯金の払戻しによる現金の取得を目的としてデビットカード取引契約の申し込みをした場合
 - (8)停電、故障、金融機関センターまたはネットワークの障害等により端末機による取り扱いができない場合
 - (9)磁気ストライプ等デビットカード情報の読み取りができない場合
- 2.加盟店は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠った時は、当社およびデビットカード名義人、デビットカード発行金融機関などに生じた損害を負担するものとします。

第9条(債権譲渡)

加盟店は、端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時点をもって、ただちに顧客に対する売買取引に基づく債権(以下「売買取引債権」という)を当社に対し指名債権譲渡の方式により譲渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。

第10条(手数料)

加盟店は当社に譲渡した売買取引債権額に対し、当社が定める手数料を支払うものとします。

第11条(譲渡代金の支払)

- 1.当社が譲渡を受けた売買取引債権の加盟店への支払いは毎月15日と月末日に締め切り、15日締め切り分は同月末日に、月末締め切り分は翌月15日に当該売買取引債権総額より第10条に定める手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことによって行うものとします。なお、加盟店の希望または当社の都合により上記締切日のうちいずれかの月1回締め切りを選択することもできるものとします。また、当社は上記にかかわらず毎月15日に締め切り、翌月15日に支払いの方法をとることができるものとします。なお、支払日が金融機関の休業日の場合は、支払日が15日の場合は翌営業日とし、月末日の場合は前営業日とします。
- 2.当社に加盟店に支払うべき他の債務がある場合、当社は前項の支払いに合算して支払うことができるものとします。また、加盟店に当社に支払うべき未払いの債務がある場合には、当社はこれを差し引

いて支払うことができるものとします。

- 3.加盟店は加盟店の当社に対する売買取引債権の債権譲渡にかかわる対価支払請求権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第 12 条(買戻の特約)

加盟店が当社に譲渡した売買取引債権について、本規約に定める義務を履行せず債権譲渡が行われたことが判明した場合には、加盟店は当社の申し出により遅滞なく買戻すとともに年 14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。

第 13 条(顧客との紛議)

- 1.顧客のデビットカード利用により加盟店が提供した物品またはサービスに関する紛議は、加盟店の責任において誠意を持ち、当該顧客との間ですみやかに解決するものとします。
- 2.その他、顧客からの苦情に関しては、加盟店および当社双方協力してすみやかに解決するものとします。

第 14 条(情報の提供)

- 1.加盟店は、デビットカードの提示者が本人以外と思われる場合、および明らかに不審と思われる場合は、ただちに当社にその旨通告するものとします。
- 2.当社が顧客のデビットカード使用状況など調査協力を求めた場合には、加盟店は協力するものとします。

第 15 条(届け出事項の変更)

加盟店は、当社に届け出ている商号、所在地、連絡先等に変更が生じた時は、遅滞なく当社へ書面により届け出るものとします。届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時期に加盟店に到着したとみなされても異議を申し立てないものとします。

第 16 条(契約解除)

- 1.加盟店が下記の事項に該当する場合、当社はただちに本契約を解除できるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。
 - (1)デビットカード取扱申込書に虚偽の申請があったことが判明した場合
 - (2)他の者の売買取引債権を買取って、または他の者に代わって債権譲渡した場合
 - (3)本規約に定める義務を履行していないことが判明した場合
 - (4)デビットカードシステムを悪用していることが判明した場合
 - (5)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - (6)加盟店の信用状態に重大な変化が生じた当社が認めた場合
 - (7)顧客からの苦情等により、加盟店として不適当と当社が認めた場合
- 2.前項により本契約を解除した場合、当社は加盟店からすでに譲渡を受けている売買取引債権について、債権譲渡を取消するか、加盟店に対する債権譲渡代金の支払いを保留することができるものとします。

第 17 条(守秘義務)

- 1.加盟店は、デビットカード取引契約の締結等により知り得た顧客情報およびデビットカード情報を完全に管理し、かつ第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。
- 2.前項の情報が漏洩し、もしくは第三者に閲覧・改ざん・破壊等され、またはそのおそれがある場合には、加盟店は、ただちにその旨を当社に通知するものとし、当社の指示を仰ぎ、これにしたがうものとします。なお、この場合において、加盟店に帰すべき事由により当社または会員に損害が生じたときは、加盟店は、当該損害につき賠償の義務を負うものとします。
- 3.前二項の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第 18 条(解約)

- 1.加盟店または当社は書面により 3 ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
- 2.加盟店は本契約が解約された場合には、加盟店の負担において加盟店標識等の一切の用度品をただちに当社に返却するものとします。なお、端末機の処理については当該端末機の設置会社の指示に従うものとします。

第 19 条(本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第 20 条(準拠法)

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法とします。

第 21 条(合意管轄裁判所)

本規約にもとづく加盟店と当社の諸取引に関し、訴訟の必要を生じた場合は、当社の本支店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 22 条(規約の変更)

- 1.加盟店は、3 ヶ月に一度三菱 UFJ ニコスのホームページにおいて、本規約等の変更の有無について確認するものとします。
- 2.当社は、本規約等について、その変更内容をあらかじめ通知、告知もしくは公表(三菱 UFJ ニコスのホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。)することにより、変更できるものとします。

(2020.12.4 改定)